

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会

TEL. 03-3988-6344 FAX. 03-3988-6366

<http://www.ikerokyo.or.jp/> e-mail: office@ikerokyo.or.jp

〒170-0014 東京都豊島区池袋1丁目8番8号

一般社団法人 池袋労働基準協会 新年賀詞交歓会を開催

令和7年新年賀詞交歓会が1月30日(木)午後5時より、リビエラ東京において、ご来賓の皆様及び会員事業場の皆様が多く参加され開催されました。秋山副会長の司会により、今井副会長の新年の挨拶、ご来賓の練馬区産業経済部経済課長小沼寛幸様、池袋労働基準監督署副署長橋本幹生様、池袋公共職業安定所長山本貴彦様の3名よりご祝辞をいただきました。続いて黒田副会長のご来賓ご紹介、そして福田副会長の乾杯により祝宴が始まりました。



その後、ご来賓の皆様と会員の方々との名刺交換や懇談と交流が随所で行なわれ、さらにジャズボーカルとピアノのセッションによる生演奏が会場の雰囲気盛り上げ、新年の門出に相応しい和やかな会となりました。また3月未明に閉店となるリビエラ東京の大橋英晴部長よりご挨拶があり、参加された多くの方々から閉店を惜しむ声が聴かれました。最後に荒木副会長の中締めにより、盛会のうちに閉会となりました。

ご 来 賓

練馬区産業経済部経済課長

池袋労働基準監督署副署長

池袋公共職業安定所長

東京商工会議所豊島支部事務局長

東京商工会議所板橋支部事務局長

東京商工会議所練馬支部事務局長

公益社団法人東京労働基準協会連合会専務理事

小沼 寛幸様

橋本 幹生様

山本 貴彦様

蔵方康太郎様

伊東 海様

長濱 正史様

上島 卓司様

目 次

- ❖新年賀詞交歓会を開催 1
- ❖安全衛生教育促進運動 2
- ❖協会主催の法定講習・セミナー等の日程/令和6年死亡災害・死傷災害発生状況 3
- ❖池袋労働基準監督署からのお知らせ・「監督署に提出する届出書類の注意点」..... 4～5
一家内労働「委託状況届」の提出について
- ❖令和7(2025)年度雇用保険料率のご案内 6
- ❖ハローワーク池袋からのお知らせ 7
- ❖講習会・「定時総会・懇親会のご案内」・「令和7年度会費納入のお願い」 8

安全衛生教育促進運動

令和6年度 2024年12月1日▶2025年4月30日

～正しい知識で 職場を安全・健康に！～

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を実施するとともに、安全推進者、科学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。



1 趣旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動である。

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するものである。特に、労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等（以下「法定教育」という。）の徹底や就業制限業務に係る資格取得の確実な実施は労働災害を防止する上で極めて重要である。また、外国人労働者の就労が増す中、安全衛生教育の重要性はますます高まっている。

令和6年度においては、4月より化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任が義務化され、選任には専門的講習を修了することが必要となった。また広く一般に、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、厚生労働省と中央労働災害防止協会は令和7年2月を第1回として「化学物質管理強調月間」を展開することとした。対象となる事業場は、業種や規模を問わず労働者に必要な法定教育の受講を徹底するとともに、化学物質を製造または取り扱うことに起因した労働災害を防止することについて、より一層積極的に取り組むことが求められている。

事業場の安全衛生水準の向上と自主的な安全衛生活動の取り組みのためには労働者の安全・健康に対する意識の定着が重要である。経営トップや安全衛生に係る管理者、作業者等、各層に応じた知識と技能の習得の機会を法定教育に加えて法定外の教育も欠かせない。

事業者は、教育・研修の対象が増える年度初めに向け、計画的に準備を進めて着実に実施していただきたい。安全衛生教育の重要性を改めて認識し、各事業場にその実施を積極的に促すため、本年度も安全衛生教育促進運動を展開することとする。

2 実施期間

令和6年12月1日から令和7年4月30日までとする。

3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

◆◆ 協会主催の講習・セミナー等の日程 ◆◆

☐ 安全衛生教育関係の講習会 令和7年3月～7月

※開催案内は会報又はホームページをご覧ください(申込開始日は講習等により異なります)

日 程	講習・セミナー名	受講費()内は非会員	会 場
3/18(火)19(水)	安全管理者選任時研修(法定講習)	9,900円(12,500円)	池袋労働基準協会研修室
5/20(火)21(水)	安全衛生推進者養成講習(法定講習)	11,000円(12,430円)	池袋労働基準協会研修室
6/24(火)25(水)	安全管理者選任時研修(法定講習)	9,900円(12,500円)	池袋労働基準協会研修室
7/9(水)	衛生推進者養成講習(法定講習)	7,700円(8,800円)	池袋労働基準協会研修室

☐ その他のセミナー等 令和7年3月～7月

日 程	講習・セミナー名	受講費()内は非会員	会 場
3/12(水)	36協定集中講座 (他協会と共催)	5,500円(7,700円)	渋谷区立商工会館
4/9(水)	新入社員安全衛生教育等講習会	3,300円(5,500円)	I K E ・ B i z
5/14(水)	労災保険給付の実務基礎講習会(他協会と共催)	5,500円(7,700円)	三田労働基準協会 研修センター
5/22(木)	令和7年度労働行政運営方針等説明会	無料	としま区民センター

令和6年 死亡災害・死傷災害発生状況(令和7年1月末日現在)

【池袋監督署管内】 業種別 死亡災害 2人				【池袋監督署管内】 業種別 休業4日以上死傷災害			
	R 6 年	R5年	増減数		R 6 年	R5年	増減率%
製造業	0	0	0	製造業	35	48	-27.1
建設業	2	2	0	建設業	96	84	14.3
土木工事業	0	0	0	土木工事業	19	15	26.7
建設工事業	1	1	0	建設工事業	63	60	5
その他の建設業	1	1	0	その他の建設業	14	9	55.6
陸上貨物運送業	0	0	0	陸上貨物運送業	70	84	-16.7
ハイヤー・タクシー業	0	2	-2	ハイヤー・タクシー業	61	65	-6.2
その他の運輸交通・貨物取扱業	0	0	0	その他の運輸交通・貨物取扱業	25	24	4.2
商業	0	0	0	商業	206	199	3.5
小売業	0	0	0	小売業	180	168	7.1
保健衛生業	0	0	0	保健衛生業	187	193	-3.1
社会福祉施設	0	0	0	社会福祉施設	154	149	3.4
接客娯楽業	0	0	0	接客娯楽業	95	82	15.9
飲食店	0	0	0	飲食店	75	71	5.6
清掃と畜業	0	0	0	清掃と畜業	107	83	28.9
ビルメン業	0	0	0	ビルメン業	61	55	10.9
その他の三次産業	0	1	-1	その他の三次産業	132	129	2.3
金融業	0	0	0	金融業	8	6	33.3
警備業	0	1	-1	警備業	28	51	-45.1
その他(一次産業)	0	0	0	その他(一次産業)	1	2	-50
全産業計	2	5	-3	全産業計	1,015	993	2.2

池袋労働基準監督署からのお知らせ

■ 労働基準監督署へ郵送により届出を行う場合のお願い

監督署の宛先の後に、例えば「就業規則在中」、「安全衛生課あて」など担当部署がわかるようご協力をお願いします。

- ① 郵送により届出を行い、控えを必要とする場合は、以下のものを同封するようご協力をお願いします。
 - ・ 原本及び控え（写）
 - ・ 返送用の切手及び封筒（封筒に切手を貼り付け、返送先を記入してください。）
 - ・ 送付状（同封した内容物とその数量を記入してください。）
 - ・ 3月31日の前後では、毎年窓口で届出が急増する時期となっております。お早目の手続きをお勧めいたします。
- ② 返送先が提出代行した社会保険労務士となる場合は、以下の点についてもお願いいたします。
 - ・ 原本及び控え（写）に、社会保険労務士の記名
 - ・ 返送用封筒に、社会保険労務士の氏名・所在地の記入
 - ・ 送付状に、提出代行により届出を行う事業場の名称の記入
 - ・ 特に法人化されている場合にはご注意ください。

■ 健康診断結果報告書等の提出のお願い

令和5年中に実施した、定期健康診断（労働者50人以上の事業場（以下「50人以上」）、及び、特殊健康診断（有機溶剤、特定化学物質、石綿等）は実施後遅滞なく報告が必要です。

また、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）（50人以上）やじん肺健康管理実施状況報告は、令和4年に健診等を実施していなくても、報告を行うことが義務付けられています。

労働安全衛生法では、事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業者にあつては、定期健康診断実施後遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第6号）を所轄労働基準監督署長に提出することが義務付けられています。（特殊健康診断結果報告書については、労働者数に関わらず報告が義務付けられています。）

また、同法において、常時50人以上の労働者を使用する事業者にあつては、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行うことが義務付けられているとともに、ストレスチェック実施の有無に関わらず、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第6号の3）を所轄労働基準監督署長に提出することが義務付けられています。

なお、令和7年1月1日より以下の手続きについて、電子申請が原則義務化されております。

- ・ 定期健康診断結果報告・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ・ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告・有機溶剤等健康診断結果報告
- ・ じん肺健康管理実施状況報告・労働者死傷病報告
- ・ 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告

■ 時間外労働・休日労働に関する協定届について

届出に際し、貴社の業務内容、特別条項の有無により、11種類の様式より選んで提出していただくこととなります。

令和3年4月1日以降様式が変更となっておりますので、ご注意ください。

（様式で使用者名を記載する箇所の上に、「チェックボックスに要チェック」と表記があるものが、新しい様式です）

1 1 種類の様式は、以下のとおりです。

時間外労働・休日労働に関する協定届（一般条項） **様式第9号**

時間外労働・休日労働に関する協定届（特別条項） **様式第9号の2**

時間外労働・休日労働に関する協定届（新技術・新商品等の研究開発業務） **様式第9号の3**

時間外労働・休日労働に関する協定届【建設事業（災害時における復旧及び復興の事業）を含む場合】（一般条項） **様式第9号の3の2**

時間外労働・休日労働に関する協定届【建設事業（災害時における復旧及び復興の事業）を含む場合】（特別条項） **様式第9号の3の3**

時間外労働・休日労働に関する協定届【自動車運転の業務を含む場合】（一般条項）
様式第9号の3の4

時間外労働・休日労働に関する協定届【自動車運転の業務を含む場合】（特別条項）
様式第9号の3の5

時間外労働・休日労働に関する協定届【医業に従事する医師を含む場合】（一般条項）
様式第9号の4

時間外労働・休日労働に関する協定届【医業に従事する医師を含む場合】（特別条項）
様式第9号の5

時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届 **様式第9号の6**

時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届 **様式第9号の7**

家内労働の委託をしている委託者の方へ

「委託状況届」は4月30日までに提出してください

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している委託者の方は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、所轄労働基準監督署を通じて東京労働局に届け出るものです。用紙は最寄りの労働基準監督署で入手又は以下の東京労働局ホームページからダウンロードし、4月30日までに提出してください。（令和2年12月25日付けで「委託状況届」の様式が改定されています。）

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、材料の提供を受けて、他人を使わず、同居の親族だけで物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいますので、宛名書き等のような事務の代行及びホームページの構築など物の加工を伴わない委託を受けている人は、「家内労働者」に該当しません。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

東京労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html



事業主・被保険者の皆さまへ

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和7年度の雇用保険料率>

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

○高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方へ

高年齢雇用継続給付は、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とし、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制度です。

このたび、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第14号）の施行により、令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変わりますので、お知らせします。

具体的には、

60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日）が

令和7年3月31日以前の方・・・各月に支払われた賃金の15%（従来の支給率）を限度として支給されます。

令和7年4月1日以降の方・・・各月に支払われた賃金の10%（変更後の支給率）を限度として支給されます。

詳しくは下記リーフレットが掲載されている東京労働局ホームページをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00043.html

高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方へ

令和7年4月1日から 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付とは
60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に支給される給付です。
令和7年4月1日以降支給率が変わります。

令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※(1)内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
※支給率上限・最低賃金率の取りに変更はありません。

対象の方
令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。

例1

例2

※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は、旧の支給率から変更ありません。

厚生労働省 労働局・ハローワーク LL061108保01

支給率早見表(令和7年4月1日以降)

60歳到達等時点の賃金月額(60歳に到達等する前6か月間の平均賃金)と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乗ずることにより支給額が分かります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

申請手続きについて
具体的な支給申請手続については、パンフレット「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続について」をご覧ください。




ハローワークインターネットサービス
https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continuut.html

【お問合せ】

池袋公共職業安定所 本庁舎2階 雇用保険適用課 雇用継続係

☎03(3987)8609(部門コード21#)

令和7年度 定時総会・懇親会のご案内

開催日時：令和7年6月17日(火)

総 会：午後15時30分～(予定)

懇 親 会：午後17時～(予定)

会 場：ホテルカデンツァ東京

※開催通知、議案書、ご出欠、委任状などは、5月15発行予定の会報に同封いたします。

令和7年度会費納入のお願い

会員の皆様には日頃より、当協会の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の会費をご納入いただく時期となりました。これまで4月の会報に請求書を同封しておりましたが、今回から会報の発行月を奇数月に変更したことから、3月号の会報に同封いたしました。お振込いただく期限は5月31日となっておりますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

講習会等・協会行事計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。

なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧になるか、事務局までお尋ねください。

2025年(令和7年)3月～2026年(令和8年)3月講習会等実施計画(予定)

<池袋協会主催講習会等>	2025年(令和7年)										2026年(令和8年)		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新入社員安全衛生教育等講習会		9日											
労働行政運営方針等説明会			22日										
全国安全週間説明会				4日									
全国労働衛生週間説明会							予定						
地区年末年始労働災害防止推進大会									27日				
人事労務・労働保険担当者法令実務説明会													予定
安全衛生推進者養成講習			20・21日				17・18日					17・18日	
安全管理者選任時研修	18・19日			24・25日				21・22日					17・18日
衛生推進者養成講習					9日			7日				4日	
36協定集中講座(渋谷協会主催)	12日												
労災保険給付基礎講座(三田協会主催)			14日										

協会ホームページ <http://www.ikerokyo.or.jp/>

講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。講習会等のご案内については、随時更新いたします。